

議案第 30 号

大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 22 年 3 月 31 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、個人住民税の扶養控除の見直しに係る措置、たばこ税の税率等、所要の整備を図るため必要があるからである。

大口町税条例の一部を改正する条例

大口町税条例（昭和３８年大口町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２１条各号列記以外の部分中「第３２１条の８第２７項及び第２８項」を「第３２１条の８第２２項及び第２３項」に改め、同条第２号中「、第５項又は第２４項」を「又は第１９項」に改め、同条第３号中「第３２１条の８第２７項及び第２８項」を「第３２１条の８第２２項及び第２３項」に改める。

第３０条第３項中「同項第１号の２」を「同項第２号」に、「同項第１号の３」を「同項第３号」に、「同項第２号の均等割額の算定期間又は同項第３号」を「又は同項第４号」に改める。

第３５条の３の次に次の２条を加える。

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第３５条の３の２ 所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

（１）当該給与支払者の氏名又は名称

（２）扶養親族の氏名

（３）その他施行規則で定める事項

２ 前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第３１７条の３の２第１項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

３ 前２項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべ

き給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第35条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等

受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第42条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第三項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第45条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第43条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第46条第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第

２３項」に、「同条第２７項」を「同条第２２項」に改め、同条第２項中「第３２１条の８第２９項」を「第３２１条の８第２４項」に改め、同条第３項中「第３２１条の８第２７項」を「第３２１条の８第２２項」に、「同条第２６項」を「同条第２１項」に、「本項」を「この項」に、「、第５項又は第２４項」を「又は第１９項」に、「同条第２８項」を「同条第２３項」に改め、同条第４項中「、第５項又は第２４項」を「又は第１９項」に、「同条第２７項」を「同条第２２項」に、「第３２１条の８第２８項」を「第３２１条の８第２３項」に改め、同条第６項中「第２条第１２号の７の５」を「第２条第１２号の７の７」に改める。

第４８条第２項中「、第５項又は第２４項」を「又は第１９項」に、「同条第２８項」を「同条第２３項」に、「、第４項又は第５項」を「又は第４項」に改め、同条第３項中「、第５項又は第２４項」を「又は第１９項」に、「本項」を「この項」に改める。

第５２条第６項中「、地方開発事業団」を削る。

第８７条中「３，２９８円」を「４，６１８円」に改める。

附則第１５条を削り、附則第１５条の２を附則第１５条とする。

附則第１６条の２第１項中「１，５６４円」を「２，１９０円」に改める。

附則第１９条の３を次のように改める。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例）

第１９条の３ 町民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第３７条の１４第５項第２号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第１項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が２以上の同条第５項第１号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第１８条の６の２第３項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第３７条の１０第２項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、

これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附則第20条の4の見出を「(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)」に改める。

附則第20条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、同条第3項及び同条第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第20条の5第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第20条の4及び第20条の5第1項の改正規定 平成22年6月1日
- (2) 第21条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第30条第3項、第46条第1項から第4項まで、第48条第2項及び第3項並びに第87条の改正規定並びに附則第16条の2第1項の改正規定並びに次条第8項及び附則第4条の規定 平成22年10月1日
- (3) 第35条の3の次に2条を加える改正規定及び次条第2項から第4項までの規定 平成23年1月1日
- (4) 附則第19条の3の改正規定及び次条第6項の規定 平成25年1月1日
- (5) 第52条第6項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成22年法律第 号）の施行の日
(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第35条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。
- 4 平成23年中に新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 平成22年度分の個人の町民税についての新条例第42条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

6 新条例附則第19条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

8 新条例第21条、第30条、第46条（同条第6項を除く。）及び第48条の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の町民税及び各連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の町民税及び各連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により町たばこ税を課する。
- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき1,320円
- (2) 新条例附則第16条の2第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第 号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に町長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定す

るもののほか、新条例第21条、第86条第2項、第90条第4項及び第5項並びに第93条の規定を適用する。この場合において、新条例第21条中「第90条第1項若しくは第2項、」とあるのは「町税条例の一部を改正する条例（平成22年第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。）附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第90条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第86条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第90条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第 号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と、新条例第93条第2項中「第90条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。

- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第44条、第44条の2若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(<u>法第321条の8第22項及び第23項</u>の申告書に係る部分を除く。)、第51条の7、第61条、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項又は第125条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 略 (2) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項<u>又は第19項</u>の規定による申告書に限る。)、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間。 (3) 第46条第1項の申告書(<u>法第321条の8第22項及び第23項</u>の申告	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第44条、第44条の2若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(<u>法第321条の8第27項及び第28項</u>の申告書に係る部分を除く。)、第51条の7、第61条、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項又は第125条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 略 (2) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項、<u>第5項又は第24項</u>の規定による申告書に限る。)、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間。 (3) 第46条第1項の申告書(<u>法第321条の8第27項及び第28項</u>の申告

新	旧
告書を除く。)、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4) 略 (均等割の税率) 第30条 略 2 略 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u> <u>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</u> <u>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u> (1) <u>当該給与支払者の氏名又は名称</u> (2) <u>扶養親族の氏名</u> (3) <u>その他施行規則で定める事項</u> 2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の</u>	書を除く。)、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4) 略 (均等割の税率) 第30条 略 2 略 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第1号の2の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第1号の3の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u>

新	旧
<u>規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u> <u>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</u> <u>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</u> <u>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> <u>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</u> <u>第35条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の</u>	

新	旧
<u>提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 当該公的年金等支払者の名称</u> <u>(2) 扶養親族の氏名</u> <u>(3) その他施行規則で定める事項</u> <u>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</u> <u>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u>	

新	旧
5 <u>前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> （給与所得に係る個人の町民税の特別徴収） 第42条 略 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得____以外^{（一）}の所得がある場合においては、当該給与所得____以外^{（二）}の所得にかかる所得割額を<u>同項の規定</u>によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得にかかる所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得____以外^{（三）}の所得にかかる所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得____以外^{（四）}の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得____以外^{（五）}の所得に係る所得金額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得____以外^{（六）}の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申し出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得____以外^{（七）}の所得に係る所得割額でま	（給与所得に係る個人の町民税の特別徴収） 第42条 略 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得<u>及び公的年金等に係る所得</u>以外^{（一）}の所得がある場合においては、当該給与所得<u>及び公的年金等に係る所得</u>以外^{（二）}の所得にかかる所得割額を<u>前項の規定</u>によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得にかかる所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得<u>及び公的年金等に係る所得</u>以外^{（三）}の所得にかかる所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得<u>及び公的年金等に係る所得</u>以外^{（四）}の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得<u>及び公的年金等に係る所得</u>以外^{（五）}の所得に係る所得金額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得<u>及び公的年金等に係る所得</u>以外^{（六）}の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申し出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得<u>及び公</u>

新	旧
だ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 <u>4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第45条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u> (給与所得に係る特別徴収義務者の指定等) 第43条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、<u>前条第5項の規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となったものとする。</u> 2 略 (法人の町民税の申告納付) 第46条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、<u>第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付に</u>あつてはそれぞれこれらの規定によ	<u>的年金等に係る所得</u>以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 <u>4 略</u> <u>5 略</u> (給与所得に係る特別徴収義務者の指定等) 第43条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、<u>前条第4項の規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となったものとする。</u> 2 略 (法人の町民税の申告納付) 第46条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、<u>第5項、第24項、第27項及び第28項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第28項の申告納付に</u>あつてはそれぞれこれ

新	旧
る納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。 2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、<u>法第321条の8第24項</u>及び<u>令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 <u>法第321条の8第22項</u>の申告書（<u>同条第21項</u>の規定による申告書を含む。以下<u>この項</u>において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は<u>第19項</u>の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第23項</u>の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は<u>第19項</u>の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出さ	らの規定による納期限までに、<u>同条第27項</u>の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。 2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、<u>法第321条の8第29項</u>及び<u>令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 <u>法第321条の8第27項</u>の申告書（<u>同条第26項</u>の規定による申告書を含む。以下<u>本項</u>において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項、<u>第5項</u>又は<u>第24項</u>の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第28項</u>の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項、<u>第5項</u>又は<u>第24項</u>の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に

新	旧
れた場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第22項</u>の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項)の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 5 略 6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下本項及び第50条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別	提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第27項</u>の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第28項)の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 5 略 6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下本項及び第50条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準

新	旧
帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手續) 第48条 略 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（<u>同条第23項</u>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結	として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手續) 第48条 略 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項、<u>第5項</u>又は第24項の納期限（<u>同条第28項</u>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項、<u>第4項</u>又は第5項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項、<u>第5項</u>又は第24項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法

新	旧
子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下<u>この項</u>において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 （固定資産税の納税義務者等） 第52条 略 2～5 略 6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）についても、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区____及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が	人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下<u>本項</u>において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 （固定資産税の納税義務者等） 第52条 略 2～5 略 6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）についても、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、<u>地方開発事業団</u>及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都

新	旧
当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用するもので令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。 （たばこ税の税率） 第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>4,618円</u>とする。 附 則 （特別土地保有税の課税の特例） <u>第15条</u> 2～5 略 （たばこ税の税率の特例） 第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第87条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>2,190円</u>とする。 2 略 <u>（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例）</u> <u>第19条の3 町民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定</u>	道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用するもので令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。 （たばこ税の税率） 第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>3,298円</u>とする。 附 則 <u>（読替規定）</u> <u>第15条 法附則第31条の2第1項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第122条中「又は第587条第2項」とあるのは「若しくは第587条第2項又は法附則第31条の2第1項」とする。</u> （特別土地保有税の課税の特例） <u>第15条の2 略</u> 2～5 略 （たばこ税の税率の特例） 第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第87条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>1,564円</u>とする。 2 略 <u>第19条の3 削除</u>

新	旧
<u>する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u> <u>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u> <u>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</u> 第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき<u>租税条約等の実施</u>	<u>（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律関係）</u> 第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき<u>租税条約の実施に伴う</u>

新	旧
<u>に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和４４年法律第４６号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等については、第３２条及び第３３条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第３３条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に１００分の５の税率から同法第３条の２の２第１項に規定する限度税率（第３項において「限度税率」という。）を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第３項の規定の適用を受ける場合には、１００分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。 ２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 第３４条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第２０条の４第１項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>第３条の２第１６項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第１８項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第２２項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第２４項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 略 ３ 所得割の納税義務者が支払を受ける	<u>所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和４４年法律第４６号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等については、第３２条及び第３３条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第３３条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に１００分の５の税率から同法第３条の２の２第１項に規定する限度税率（第３項において「限度税率」という。）を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第３項の規定の適用を受ける場合には、１００分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。 ２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 第３４条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第２０条の４第１項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約実施特例法</u>第３条の２第１６項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第１８項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第２２項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第２４項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 略 ３ 所得割の納税義務者が支払を受ける

新	旧
べき<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。 4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。 (4) 略 6 <u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定	べき<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。 4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。 (4) 略 6 <u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適

新	旧
の適用については、同項第1号中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 （保険料に係る個人の町民税の課税の特例） 第20条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（<u>租税条約等実施特例法</u>第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。 2 略	用については、同項第1号中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について<u>租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 （保険料に係る個人の町民税の課税の特例） 第20条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（<u>租税条約実施特例法</u>第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。 2 略

平成 22 年度町税条例の一部改正要旨

1 改正の目的

地方税法等の一部改正に伴い、町民税の扶養控除の見直しに係る措置、たばこ税の税率の見直し等、所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

(住民税)

(1) 扶養情報の把握方法の維持

扶養控除の見直しにより、所得税法上は年少扶養親族の情報を収集しないこととなります。しかしながら、住民税においては非課税限度額の算定のため、引き続き子の扶養情報が必要なことから、情報収集の根拠を条例で定め、現行の仕組みを維持することとします。

【参考】

地方税法の改正による扶養控除の改正点

- 16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33 万円）を廃止します。
- 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ分（12 万円）を廃止し、扶養控除の額を 33 万円とします。

○ 上記の改正は、平成 24 年度分以後の個人住民税について適用されます。

(2) 65 歳未満の年金所得に係る徴収方法

昨年 10 月から年金所得の特別徴収が開始されましたが、65 歳未満の方は年金からの特別徴収に対応できず普通徴収となりました。これを今回の改正で、65 歳未満で給与所得のある方は、給与所得に年金所得を合算し特別徴収することができるとする、元の形に戻すこととなります。

(3) 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例

平成 24 年から上場株式の 20% 課税が本則税率となりますが、個人の株式市場への参加を促進する観点から、これに合わせ非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されます。

この改正に伴い、株式譲渡に係る個人町民税の所得計算の特例を定めたものです。

(たばこ税)

たばこ税の税率を平成 22 年 10 月 1 日から次のとおりとします。

1,000 本につき (現行) 3,298 円 → (改正後) 4,618 円

(旧 3 級品紙巻きたばこの特例)

1,000 本につき (現行) 1,564 円 → (改正後) 2,190 円

なお、経過措置として、指定日現在に町内において、販売目的でたばこを所持している小売業者等に町たばこ税を課すもので、この場合の課税標準額は新旧税率の差額となります。(手持ち品課税)

○税率 1,000 本につき 1,320 円 (旧 3 級品紙巻きたばこは 626 円)

○申告書の提出期限 指定日の 1 か月以内

○納付期限 平成 23 年 3 月 31 日